一般社団法人の役員変更(辞任等により新たな役員が就任した場合)

代表理事が申請書又は委任状に印鑑を押印する場合は、登記所に提出した印鑑を押印しなければなりません。印鑑の提出は、印鑑届書により行います。

なお、印鑑届書は、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(https://houmuky_oku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)に掲載していますので、御利用ください。

一般社団法人変更登記申請書

1. 会社法人等番号 0000 - 00 - 000000

分かる場合に記載してください。

フリガナ 〇〇カイ

1. 名 称 一般社団法人〇〇会

商号のフリガナは、会社の種類を表す部分(一般社団法人)を除いて、 <u>片仮名で、左に詰めて</u>記載してください。間に空白がある場合には、空 白を削除した文字をフリガナとして登録します。

このフリガナは、国税庁法人番号公表サイトを通じて公表されます。 なお、登記事項証明書には、フリガナは表示されません。

- 1. 主たる事務所 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
- 1. 登記の事由 理事、代表理事及び監事の変更
- 1. 登記すべき事項 別紙のとおり

登記すべき事項は、オンライン申請やQRコード(二次元バーコード)付き書面申請により、データ送信ができ、これにより、登記手続を円滑に行うことができます。詳しくは、こちらのページを御覧ください。

「商業・法人登記のオンライン申請について」

(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html)

「QRコード(二次元バーコード)付き書面申請について」

(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page8_000001_00016.html)

なお、登記すべき事項は、CD-R(又はDVD-R)に記録することもできます。この方法によった場合には、「別添CD-Rのとおり」等と記載し、当該CD-R等を申請書と共に提出してください。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体(CD-R等)の提出について」を御覧ください。

- 1. 登録免許税 金10,000円
 - (注) 収入印紙又は領収証書で納付します (→収入印紙貼付台紙へ貼付)。
- 1. 添付書類(※以下の添付書面は一例です。後添の添付書類例一覧を参照してください。)

定款

1通

- (注) 以下の場合に添付が必要となります。
 - a 理事会設置一般社団法人において、定款の定めに基づく社員総会の決議により、 代表理事を選定した場合
 - b 理事会設置一般社団法人以外の一般社団法人において、定款の定めに基づく理事の互選により、代表理事を選定した場合

社員総会議事録

理事会議事録(又は理事の互選書)

1通

就任承諾書

○通

監事(及び理事)の本人確認証明書

○诵

(注)新たに就任する理事又は監事(印鑑証明書を添付しない役員)について、住民票記載事項証明書、運転免許証のコピー(裏面もコピーし、本人が原本と相違ない旨を記載して、記名したもの。)等の本人確認証明書を添付します。

詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(https://houmuky_oku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「添付書面としての本人確認証明書について」を御覧ください。

印鑑証明書

○通

(注) 理事会設置一般社団法人にあっては代表理事の就任承諾書に押した印鑑について、 それ以外の一般社団法人にあっては各理事の就任承諾書に押した印鑑について、再任 の場合を除き、市町村長作成の印鑑証明書を添付します。

また、社員総会若しくは理事会の決議又は理事の互選により代表理事を選定した場合には、その議事録等に押印した理事全員(社員総会議事録については議長を、理事会議事録については出席した監事を含む。)の印鑑につき、市町村長作成の印鑑証明書を添付します。ただし、当該議事録等に変更前の代表理事が法務局に提出した印鑑と同一のものが押されている場合には、これらの印鑑証明書は不要となります。

(辞任の場合) 辞任届

○通

(注)登記所に印鑑の提出をしている代表理事が、代表理事又は理事を辞任する場合には、 登記所提出印による押印又は市町村に登録している印鑑による押印(市町村長作成の 印鑑証明書添付)が必要となります。

また、登記所に印鑑を提出している者がいない場合において、代表理事が代表理事 又は理事を辞任するときは、市町村に登録している印鑑による押印(市町村長作成の 印鑑証明書添付)が必要となります。

(死亡の場合) 死亡届又は法定相続情報一覧図の写し ○通

(注) 法定相続情報一覧図の写しについては、法務局ホームページ「『法定相続情報証明制度』が始まります!」(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.ht ml)を御覧ください。

契印

委任状

1 通

(注) 代理人によって申請する場合にのみ必要です。

上記のとおり、登記の申請をします。 令和〇〇年〇〇月〇〇日

> ○県○市○町○丁目○番○号 ※1 申請人 一般社団法人○○ ※2

> ○県○市○町○丁目○番○号 ※3 代表理事 ○○ ○○ 印

○県○市○町○丁目○番○号 ※4上記代理人 ○○ ○○ ⑩

連絡先の電話番号

※1~※4にはそれぞれ、

※1→主たる事務所、

※2→名称、

※3→代表理事の住所、

※4→代理人の住所、

を記載します。

法務局に提出した印鑑を押します。

代理人が申請する場合にのみ記載し、代理人の印鑑(認印)を押します。この場合、代表理事の押印は、必要ありません。

00-0000-0000

○○法務局○○支局御中 出張所

〈 添付書類例一覧 〉

- 理事、監事又は会計監査人の就任による変更登記
 - a 選任に係る社員総会議事録
 - b 就任承諾書(会計監査人の自動再任の場合には、不要)
 - c 理事の就任承諾書に係る印鑑証明書(理事会設置一般社団法人以外の一般社団法人における理事の就任(再任を除く。)による変更の登記に限る。)
 - d 監事及び理事会設置一般社団法人の理事の就任承諾書に係る本人確認証明書(当該理事 及び監事の再任の場合には、不要)

ただし、登記の申請書に当該理事又は監事の印鑑証明書が添付される場合を除く。

本人確認証明書の例

- ・住民票記載事項証明書(住民票の写し)
- ・戸籍の附票
- ・個人番号カードのコピー※
 - ※表面のみコピーし、本人が「原本と相違がない。」と記載して、記名する必要があります。
- ・運転免許証等のコピー※
 - ※表面及び裏面をコピーし、本人が「原本と相違がない。」と記載して、記名する必要があります。
- e 会計監査人の就任による変更登記において
 - ① 会計監査人が監査法人の場合には、当該監査法人に係る登記事項証明書
 - ※ ただし、申請する登記所と同一の登記所に当該監査法人の登記がある場合には、登 記事項証明書の添付を省略することができます。また、申請する登記所と同一の登記 所に当該監査法人の登記がない場合でも、申請書に当該監査法人の会社法人等番号を 記載することにより、登記事項証明書の添付を省略することができます。この場合に は、以下のように記載します。

登記事項証明書 添付省略

(会社法人等番号 1111-11-11111)

② 会計監査人が公認会計士の場合には、日本公認会計士協会が発行する資格証明書

○ 代表理事の就任による変更登記

- a 理事会設置一般社団法人の場合
 - ① 理事会の決議により代表理事を選定する場合
 - · 理事会議事録
 - ・ 理事会議事録に出席理事及び出席監事が押印した印鑑に係る市町村長作成の印鑑証明書(ただし、理事会議事録に変更前の代表理事が法務局に提出した印鑑と同一のものが押されている場合には、不要)
 - 代表理事の就任承諾書
 - ・ 代表理事の就任承諾書に係る印鑑証明書(再任の場合には、不要)
 - ② 定款の定めに基づき社員総会の決議により代表理事を選定する場合
 - 定款
 - 社員総会議事録
 - ・ 社員総会議事録に議長及び出席理事が押印した印鑑に係る市町村長作成の印鑑証明 書(ただし、社員総会議事録に変更前の代表理事が法務局に提出した印鑑と同一のも のが押されている場合には、不要)

- ・ 代表理事の就任承諾書
- ・ 代表理事の就任承諾書に係る印鑑証明書(再任の場合には、不要)
- b 理事会設置一般社団法人以外の一般社団法人の場合
 - ① 各自代表の場合
 - ・ 理事の選任に係る社員総会議事録に議長及び出席理事が押印した印鑑に係る市町村 長作成の印鑑証明書(ただし、社員総会議事録に変更前の代表理事が法務局に提出し た印鑑と同一のものが押されている場合には、不要)
 - ② 代表理事を直接定款で定める場合
 - ・ 代表理事を定める定款変更に係る社員総会議事録
 - ・ 社員総会議事録に議長及び出席理事が押印した印鑑に係る市町村長作成の印鑑証明書(ただし、社員総会議事録に変更前の代表理事が法務局に提出した印鑑と同一のものが押されている場合には、不要)
 - ③ 定款の定めに基づき理事の互選により代表理事を選定する場合
 - · 定款
 - ・ 理事の互選書
 - ・ 理事の互選書に各理事が押印した印鑑に係る市町村長作成の印鑑証明書(ただし、 互選書に変更前の代表理事が法務局に提出した印鑑と同一のものが押されている場合 には、不要)
 - 代表理事の就任承諾書
 - ④ 社員総会の決議により代表理事を選定する場合
 - 代表理事の選定に係る社員総会議事録
 - ・ 社員総会議事録に議長及び出席理事が押印した印鑑に係る市町村長作成の印鑑証明 書(ただし、社員総会議事録に変更前の代表理事が法務局に提出した印鑑と同一のも のが押されている場合には、不要)

○ 理事、代表理事、監事又は会計監査人の退任による変更登記

- a 任期満了の場合:任期満了の事実を社員総会議事録等で確認することができない場合に は、定款又は任期の短縮の決議に係る社員総会議事録
- b 辞任の場合:辞任届

登記所に印鑑の提出をしている代表理事が代表理事又は理事を辞任する場合には、登記所提出印による押印又は市町村に登録している印鑑による押印(市町村長作成の印鑑証明書添付)が必要となります。

また、登記所に印鑑をしている者がいない場合において、代表理事が代表理事又は理事を辞任するときは、市町村に登録している印鑑による押印(市町村長作成の印鑑証明書添付)が必要となります。

- c 解任の場合:解任に係る社員総会の議事録等
- d 資格喪失の場合:欠格事由に該当することを証する書面(理事の地位を失うことによる 代表理事の資格喪失については、添付書面不要)
- e 死亡の場合:親族からの死亡届又は法定相続情報一覧図の写し等

(注) 割印をしないで貼ってください。 また、収入印紙の消印作業の都合上、 右側に寄せて貼り付けていただきます よう、御協力をお願いします。

収 入 印 紙

契印

登記申請書(収入印紙貼付台紙を含む。)が複数ページになる場合は各ページのつづり目に契印する必要があります。契印は、登記申請書に押した印鑑(代表理事が法務局に提出した印鑑又は代理人の印鑑)と同一の印鑑を使用する必要があります。

QRコード(二次元バーコード)付き書面申請による場合の別紙の例 (オンラインで申請する場合や登記すべき事項を電磁的記録媒体に記録して提出する場合の入力例も同様です。)

「役員に関する事項」

「資格」代表理事

「住所」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

「氏名」〇〇〇〇

「原因年月日」令和〇〇年〇〇月〇〇日重任

「役員に関する事項」

「資格」理事

「氏名」〇〇〇〇

「原因年月日」令和〇〇年〇〇月〇〇日重任

「役員に関する事項」

「資格」理事

「氏名」〇〇〇〇

「原因年月日」令和〇〇年〇〇月〇〇日辞任

「役員に関する事項」

「資格」理事

「氏名」〇〇〇〇

「原因年月日」令和〇〇年〇〇月〇〇日退任

「役員に関する事項」

「資格」理事

「氏名」〇〇〇〇

「原因年月日」令和〇〇年〇〇月〇〇日就任

「役員に関する事項」

「資格」理事

「氏名」〇〇〇〇

「原因年月日」令和〇〇年〇〇月〇〇日就任

「役員に関する事項」

「資格」監事

「氏名」〇〇〇〇

「原因年月日」令和〇〇年〇〇月〇〇日重任

(注) 1 オンライン申請やQRコード(二次元バーコード)付き書面申請を活用することによって、申請書を簡単・正確に作成することができますし、手続の状況をオンラインで確認することもできます。詳しくは、こちらのページを御覧ください。

「商業・法人登記のオンライン申請について」

(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html)

「QRコード(二次元バーコード)付き書面申請について」

(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page8 000001 00016.html)

2 登記事項を記録したCD-Rを提出する場合には、登記すべき事項は、「メモ帳」機能等を利用してテキスト形式で記録し、ファイル名は「(任意の名称).txt)」としてください。 詳しい電磁的記録媒体の作成方法は、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」 (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体(CD-R等)の提出について」を御覧ください。

社員総会議事録の例

(一例です。法人の実情に合わせて、作成してください。)

定時社員総会議事録

今和〇〇年〇〇月〇〇日 ²	午前〇時〇分から、	当法人の王たる事務所におい	て、
定時社員総会を開催した。			
-34 V4 14 - 3 - 3 41 17 40 V/I		006	

議決権のある社員総数 ○○名 総社員の議決権の数 ○○個 出席社員数(委任状による者を含む。) 〇〇名 この議決権の総数 ○○個 出席理事 〇〇 〇〇 (議長兼議事録作成者)

00 00

00 00 出席監事

以上のとおり社員の出席があったので、定款の規定により、理事○○○○○は、 議長席につき、本定時総会は適法に成立したので、開会する旨を宣言し、直ちに議 事に入った。

第1号議案 令和〇〇年度事業報告及び決算の承認に関する件 議長は、当期(自令和○○年○○月○○日至同年○○月○○日)における事業 状況を事業報告及び附属書類により詳細に説明報告し、下記の書類を提出して、 その承認を求めたところ、満場異議なくこれを承認可決した。

- 1 貸借対照表
- 2 損益計算書(正味財産増減計算書)
- 3 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属書類

第2号議案 理事の辞任に伴う改選に関する件

議長は、理事○○ ○○及び○○ ○○並びに監事○○ ○○が本定時総会の 終結と同時に任期満了し、退任することになるので、その改選の必要があるとと もに、辞任の申出があった理事○○ ○○の後任者の選任が必要となる旨を述べ、 その選任方法を諮ったところ、出席社員中から議長の指名に一任したいとの発言 があり、一同これを承認したので、下記の者を指名し、この者につきその可否を 諮ったところ、満場異議なくこれに賛成したので、下記のとおり可決確定した。

理事 住所 ○県○市○町○丁目○番○号 氏名 〇〇 〇〇 住所 ○県○市○町○丁目○番○号 同 氏名 〇〇 〇〇 住所 ○県○市○町○丁目○番○号 同

監事 住所 ○県○市○町○丁目○番○号 氏名 〇〇 〇〇

氏名 〇〇 〇〇

なお、被選任者は、席上その就任を承諾した。

【次の第3号議案は、社員総会で代表理事を定めた場合に必要となります。】

第3号議案 代表理事の任期満了に伴う改選に関する件

議長は、今般、代表理事〇〇 〇〇が理事の任期満了により代表理事の資格を喪失し、退任することになるので、当法人の代表理事を選定したい旨を述べ、その選定方法を諮ったところ、出席社員中から議長の指名に一任したいとの発言があり、一同これを承認したので、下記の者を指名し、この者につきその可否を諮ったところ、満場異議なくこれに賛成したので、下記のとおり可決確定した。

代表理事 住所 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 氏名 〇〇 〇〇

なお、被選任者は、席上その就任を承諾した。

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午前○時○分閉会した。

以上の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び出席理事がこれに記名押印する。

令和○○年○○月○○日

一般社団法人○○定時社員総会

議長 代表理事 〇〇 〇〇 印

理事 〇〇 〇〇 印

同〇〇〇〇同

- (注) 1 社員総会で代表理事を定めた場合、代表理事の印鑑は、当該代表理事が法務局に提出している印鑑を押してください。法務局に印鑑を提出した代表理事が出席していない場合等、法務局に提出している印鑑を押すことができない場合には、議長及び出席した理事が社員総会議事録に押した印鑑について市町村長が作成した印鑑証明書を添付することが必要になります。
 - 2 役員が社員総会の席上で就任を承諾し、その旨の記載及び当該被選任者の住所の記載が議事録にある場合には、申請書に、別途、就任承諾書を添付する必要はありません。この場合、申請書には、「就任承諾書は、社員総会議事録の記載を援用する。」等と記載してください。

理事による互選書の例

(理事の互選により代表理事を選定した場合の一例です。法人の実情に合わせて作成してください。)

互選書

令和○○年○○月○○日午前○時○分、当法人の主たる事務所において、理事 全員の一致をもって、次の事項につき可決確定した。

1 代表理事選定の件

代表理事 住所 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 氏名 〇〇 〇〇

なお、被選定者は、席上その就任を承諾した。

上記の決議を明確にするため、この互選書を作成し、出席理事の全員がこれに 記名押印する。

令和○○年○○月○○日

一般社団法人	$\bigcirc\bigcirc$		
代表理事	$\bigcirc\bigcirc$	$\bigcirc\bigcirc$	ED
理事	$\bigcirc\bigcirc$	$\bigcirc\bigcirc$	ED
同	$\bigcirc\bigcirc$	$\bigcirc\bigcirc$	(EII)

- (注) 1 代表理事の印鑑については、当該代表理事が法務局に提出している印鑑を押してください。法務局に印鑑を提出した代表理事が出席していない場合等、法務局に提出している印鑑を押すことができない場合には、互選に係る同意をした理事全員の実印を押し、全ての印鑑について市町村長が作成した印鑑証明書を添付することが必要になります。
 - 2 理事による互選の席上で代表理事が就任を承諾し、その旨の記載が互選書にある場合には、申請書に、別途、就任承諾書を添付する必要はありません。この場合、申請書には、「就任承諾書は、互選書の記載を援用する。」等と記載してください。

理事会議事録の例

(理事会において代表理事を選定した場合の一例です。法人の実情に合わせて作成してください。)

理事会議事録

令和〇〇年〇〇月〇〇日午前〇時〇分、当法人の主たる事務所において、理事 〇名(総理事数〇名)及び監事〇〇 〇〇出席のもとに、理事会を開催し、下記 議案につき可決確定の上、午前〇時〇分散会した。

1 代表理事選定の件

理事〇〇 〇〇は選ばれて議長となり、今般、代表理事〇〇 〇〇が理事の任期満了により代表理事の資格を喪失し、退任することになるので、改めて当法人の代表理事を選定したい旨を述べ、慎重協議した結果、全員一致をもって、次のとおり選定した。なお、被選定者は、席上その就任を承諾した。

代表理事 住所 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 氏名 〇〇 〇〇

上記の決議を明確にするため、この議事録を作成し、出席理事及び出席監事の全 員がこれに記名押印する。

令和○○年○○月○○日

一般社団法	人〇〇理事会

代表理事	$\bigcirc\bigcirc$	$\bigcirc\bigcirc$	EI
理事	$\bigcirc\bigcirc$	$\bigcirc\bigcirc$	E
同	$\bigcirc\bigcirc$	$\bigcirc\bigcirc$	EI
監事	$\bigcirc\bigcirc$	$\bigcirc\bigcirc$	(EI)

- (注) 1 代表理事の印鑑については、当該代表理事が法務局に提出している印鑑を押してください。登記所に印鑑を提出した代表理事が出席していない場合等、法務局に提出している印鑑を押すことができない場合には、出席した理事及び監事全員の実印を押し、全ての印鑑について市町村長が作成した印鑑証明書を添付することが必要になります。
 - 2 理事会の席上で代表理事が就任を承諾し、その旨の記載が議事録にある場合には、申請書に、別途、就任承諾書を添付する必要はありません。この場合、申請書には、「就任承諾書は、理事会議事録の記載を援用する。」等と記載してください。

辞任届の例

辞任届

私は、この度、一身上の都合により、貴法人の理事を辞任したく、お届けいたします。

令和○○年○○月○○日

○県○市○町○丁目○番○号

一般社団法人〇〇 御中

(注)登記所に印鑑の提出をしている代表理事が代表理事又は理事を辞任する場合には、登記所 提出印による押印又は市町村に登録している印鑑による押印(市町村長作成の印鑑証明書添 付)が必要となります。

また、登記所に印鑑を提出している者がいない場合において、代表理事が代表理事又は理事を辞任するときは、市町村に登録している印鑑による押印(市町村長作成の印鑑証明書添付)が必要となります。

死亡届の例

死 亡 届

理事〇〇 〇〇は、令和〇年〇月〇日に死亡しましたので、お届けいたします。

令和○○年○○月○○日

○県○市○町○丁目○番○号 長男 ○○ ○○

一般社団法人〇〇 御中

就任承諾書の例

就任承諾書

私は、令和○○年○○月○○日開催の貴法人社員総会において、貴法人の理事に選任されたので、その就任を承諾します。

令和○○年○○月○○日

○県○市○町○丁目○番○号

一般社団法人〇〇会 御中

- (注) 1 代表理事、監事についても同様に作成します。
 - 2 理事会設置一般社団法人において代表理事が新たに就任する場合及び理事会を設置しない一般社団法人において理事が新たに就任する場合には、就任承諾書に市町村に登録した印鑑を押す必要があります。
 - 3 理事会を設置していない一般社団法人では、新たに就任する理事につき、市町村長が 作成した印鑑証明書の添付が、新たに就任する監事につき、住民票記載事項証明書等の 本人確認証明書の添付が必要です。理事会設置一般社団法人では、新たに就任する代表 理事につき、市町村長が作成した印鑑証明書の添付が、また、他の新たに就任する理事 及び監事につき、住民票記載事項証明書等の本人確認証明書の添付が必要です。

委任状の例

委 任 状

○県○市○町○丁目○番○号

私は、上記の者を代理人に定め、下記の権限を委任する。

記

- 1 当法人の理事、代表理事及び監事の変更登記の申請をする一切の件
- 1 原本環付の請求及び受領の件(※1)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

○県○市○町○丁目○番○号一般社団法人○○代表理事○○○○○○(※2)

- ※1 原本の還付を請求する場合に記載します。
- ※2 当該代表理事が法務局に提出している印鑑を押します。